

〔追 補〕

2009年 原子力規制関係法令集

—— 改正速報 ——

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成21年10月文部科学省令第33号）、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する省令（平成21年8月17日文部科学省・経済産業省令第3号）、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示（平成21年10月9日文部科学省告示第168号）等を登載しました。

大成出版社

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

(昭和三十五年九月三十日)
〔総理府令第五十六号〕

改正 平成二年一月九日文科科学省令第三十三号

注 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則は、平成二年一月九日文科科学省令第三十三号により改正、平成二年一月一日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第一条中放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十四条第一項の改正規定、平成二十二年四月一日
 - 二 第一条中規則第三十九条第四項を第七項とする改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定、規則第四十一条及び第四十二条の改正規定、規則様式第五十一から様式第五十三までの改正規定並びに規則様式第五十三の次に三様式を加える改正規定、平成二十三年一月一日
 - 三 第一条中規則様式第五十の改正規定、平成二十三年四月一日
- (改正に係る部分にアンダーラインを付し各条を収録)
- * 本書では、本規定の別表及び様式を省略しているため、それに関する改正規定は、省略した。

第二章 許可の申請等

(表示付認証機器の使用の届出)

第五条 法第三条の三第一項又は第二項の規定による表示付認証機器の使用又は使用に係る変更の届出は、別記様式第四の届書により、しなければならない。

(販売及び賃貸の業の届出)

第六条 法第四条第一項の規定による販売又は賃貸の業の届出は、別記様式第五の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、令第六条の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 法人にあつては、登記事項証明書

二 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量(予定事業期間が一年に満たない場合にあつては、その期間の販売予定数量)又は最大賃貸予定数量(予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のものを)を記載した書面

(販売及び賃貸の業の届出に係る変更の届出)

第六条の二 法第四条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第六の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類

を添えなければならない。

一 変更の予定時期を記載した書面

二 変更に係る前条第二項第二号に規定する書面

(廃棄の業の許可の申請)

第七条 法第四条の二第二項の廃棄の業の許可の申請書は、別記様式第七によるものとする。

2 第二条第二項(同項第四号かつこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。)及び第三項の規定は、令第七条において準用する令第三条第三項の規定により前項の申請書に添えなければならない書類について準用する。この場合において、第二条第二項第二号中「予定使用開始時期及び予定使用期間」とあるのは「予定事業開始時期、予定事業期間並びに放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第三号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、同項第六号中「第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号、第十四条の十にお

いて準用する第十四条の九第三号」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「第十四条の七第一項第三号ロかつこ書」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号ロかつこ書」と、同項第七号及び第八号中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第十一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第四条の二第一項」と読み替えるものとする。

3

法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設を行うときは、前項において準用する第二条第二項（同項第四号かつこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 廃棄物埋設地を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境その他の状況を記載した書面及び図面

二 第十四条の十一第三項第二号及び第十四条の十二第二号の基準に適合することを示す書面及び図面

三 資金計画、事業の収支見積りその他廃棄の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面

四 現に事業を行っている場合にあっては、その事業の概要に関する書面

（許可使用に係る変更の許可の申請）

第九条 令第八条の許可使用に係る変更の許可の申請書は、別記様式第八によるものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- 一 変更の予定時期を記載した書面
- 二 変更に係る第二条第二項第三号から第十号までに規定する書面及び図面
- 三 工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に關し講ずる措置を記載した書面

（廃棄の業に係る変更の許可の申請）

第九条の三 第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第九」と、同条第二項第一号中「変更の予定時期」とあるのは「変更の予定時期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間取集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第十号まで」とあるのは「第六号まで並びに第七号及び第八号」と読み替えるものとする。

2 前項の申請が法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設に係るものであるときは、前項において準用する第九条第二項各号に掲げる書類のほか、変更に係る第七条第三項

第一号から第三号までに掲げる書類を添えなければならない。

（届書の提出部数等）

第十二条 第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第六条の二第二項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本三通とする。ただし、副本については、第三条第二項、第四条第二項、第六条第二項又は第六条の二第二項に規定する書類を添えることを要しない。

2

前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定める工場又は事業所に係る第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第一条の二第二項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本四通とする。ただし、副本については、第三条第二項、第四条第二項、第六条第二項又は第六条の二第二項に規定する書類を添えることを要しない。

3 第十条の二の届書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

4 第五条第一項及び第二項、第十条の三第一項並びに前条第一項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

5 前各項の届書（第五条第一項及び第二項の届書を除く。）の提出は、当該届出に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等又は使用の場所の所在地、届出販売業者、届出賃貸業者にあつてはその

住所が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前各項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

第三章 使用の基準等

(事業所等における運搬の基準)

第十八条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 放射性同位元素によつて汚染された物(当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が文部科学大臣の定める濃度を超えないものに限る。)であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 放射性同位元素によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを文部科学大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱ひことができること。

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 放射性同位元素等を封入した容器(第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性同位元素によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性同位元素によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素を運搬する機械又は器具(以下この条において「車両等」という。)の表面及び表面からメートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ文部科学大臣の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬

物の安全性が損なわれないように行うこと。

五 運搬物は、同一の車両等に文部科学大臣の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。

八 放射性同位元素等の取扱ひに關し相當の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両等であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のもの)をいう。以下同じ。)に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に文部科学大臣の定める標識を取り付けること。

2 前項第二号又は第三号に掲げる措置の全

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、文部科学大臣の承認を受けた措置を講ずることをもつて同項第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができる。この場合において、当該運搬物の表面における線量当量率は、文部科学大臣の定める線量当量率を超えてはならない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、放射性同位元素等を使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、適用しない。

5 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十八条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。

第四章 測定等の義務
(測定)

第二十條 法第二十條第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一 放射線の量の測定は、一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量について行うこと。ただし、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十倍を超えるおそれのある場所又は七十マイクロメートル線量当量が一センチメートル線量当量の十倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ七十マイクロメートル線量当量率又は七十マイクロメートル線量当量について行うこと。

二 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

三 前号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれその下欄に掲げる場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した箇所において行うこと。

項目	場所
放射線の量	イ 使用施設 ロ 廃棄物詰替施設

放射性同位元素による汚染の状況の測定

ハ 貯蔵施設	チ 事業所等の境界
ニ 廃棄物貯蔵施設	イ 作業室
ホ 管理区域の境界	ロ 廃棄作業室
ト 事業所等内において人が居住する区域	ハ 汚染検査室
	ニ 排気設備の排気口
	ホ 排水設備の排水口
	ヘ 排気監視設備のある場所
	ト 排水監視設備のある場所
	チ 管理区域の境界

四 第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ 放射線の量の測定（ロ及びハの測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定は、一月を超えない期間ごとに一回行うこと。ただし、廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定にあつて

は、すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては、一週を超えない期間ごとに一回行うこと。

ロ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であつて、取扱いの方法及びしやへい壁その他のしやへい物の位置が一定しているときの放射線の量の測定（ハの測定を除く。）は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ハ 三・七ギガベクレル以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ニ 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排気し、又は排水するつど（連続して排気し、又は排水する場合は、連続して）行うこと。

2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量について、次に定めるところにより行う。

一 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
イ 胸部（女子（妊娠不能と診断された

者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあつては腹部）について一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成ることとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合

にあつては、イ及びロのほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

ニ 放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこれらの値を算出することとする。

ホ 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入つている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が文部科学大臣が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

二 内部被ばくによる線量の測定は、文部科学大臣の定めるところにより、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行うこと。

ただし、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の内部被ばくによる線量が文部科学大臣が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

一 手、足その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分について行うこと。

二 密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。
法第二十条第三項の文部科学省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 第一項の測定の結果については、測定のつど次の事項について記録し、五年間これを保存すること。
イ 測定日時

ロ 測定箇所
ハ 測定をした者の氏名
ニ 放射線測定器の種類及び型式
ホ 測定方法
ヘ 測定結果

二 外部被ばくによる線量の測定の結果については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。

イ 測定対象者の氏名
ロ 測定をした者の氏名
ハ 放射線測定器の種類及び型式
ニ 測定方法
ホ 測定部位及び測定結果
三 内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録すること。
イ 測定日時
ロ 測定対象者の氏名
ハ 測定をした者の氏名
ニ 放射線測定器の種類及び型式
ホ 測定方法

ヘ 測定結果
四 前項の測定の結果については、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、次の事項について記録すること。
イ 測定日時
ロ 測定対象者の氏名
ハ 測定をした者の氏名
ニ 放射線測定器の種類及び型式
ホ 汚染の状況
ヘ 測定方法

ト 測定部位及び測定結果
五 第二号から前号までの測定結果から、文部科学大臣の定めるところにより実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。
イ 算定年月日
ロ 対象者の氏名
ハ 算定した者の氏名

ニ 算定対象期間
ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

五の二 前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む文部科学大臣が定める期間の累積実効線量（前号により四月一日を始期とする一年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

六 当該測定の対象者に対し、第二号から前号までの記録の写しを記録のつど交付すること。

七 第二号から第五号の二までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合に

おいて保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年以上保存した場合においてこれを文部

科学大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

八 前号ただし書の文部科学大臣が指定する機関に關し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

（放射線障害予防規程）

第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

一 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。

二 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

三 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。

四 放射線施設の維持及び管理（第二十二條の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）に関すること。

五 放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。

二 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に關すること（第十五條第二項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に關することを含む）。

三 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に關すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む）。

四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果に關する第二十條第四項各号に掲げる措置に關すること。

五 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に關すること。

六 健康診断に關すること。

七 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に關すること。

八 法第二十五條に規定する記帳及び保存に關すること。

九 地震、火災その他の災害が起こつたときの措置（次号の措置を除く。）に關すること。

十 危険時の措置に關すること。

十一 放射線管理の状況の報告に關すること。

十二 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。

十三 その他放射線障害の防止に関し必要な事項。

2 法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十五の届書により、しなければならぬ。

3 法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の届書により、変更後の放射線障害予防規程を添えて、しなければならぬ。

4 前二項の届書の提出は、当該届出に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等の所在地、届出版売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所（以下「所在地等」という。）が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならぬ。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前二項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届けるものとする。

（健康診断）

第二十二條 法第二十三条第一項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

一 放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと。

二 前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入つた後は一年を超えない期間ごとに行うこと。

三 前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

イ 放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

四 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

五 問診は、次の事項について行うこと。

イ 放射線（一メガ電子ボルト未満のエネルギーを含む。次のロ及び第二十三条第一号において同じ。）の被ばく歴の有無

ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状態

六 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハまでの部位又は項目（第一号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

イ 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

ニ その他文部科学大臣が定める部位及び項目

2 法第二十三条第二項の文部科学省令で定める措置は、次の各号に定めるところとする。

一 健康診断の結果については、健康診断のつど次の事項について記録すること。

イ 実施年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 健康診断を行った医師名

ニ 健康診断の結果

ホ 健康診断の結果に基づいて講じた措置

二 健康診断を受けた者に対し、健康診断のつど、前号の記録の写しを交付すること。

三 第一号の記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

四 前号ただし書の文部科学大臣が指定する機関に関し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

（記帳）

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならぬ事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

- イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

称

ハ 使用（詰替えを除く。以下この号において同じ。）に係る放射性同位元素の種類及び数量

ニ 使用に係る放射線発生装置の種類及び数量

ホ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所

ヘ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者（第十五条第二項に規定する場合において、密封されていない放射性同位元素の数量を確認した者を含む。）の氏名

ト 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量

チ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

リ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

ヌ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ル 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量

ヲ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所

ワ 放射性同位元素等の廃棄に従事する

者の氏名

カ 放射性同位元素等を海洋投棄する場合であつて放射性同位元素等を容器に封入し又は容器に固型化したときは、当該容器の数量及び比重並びに封入し又は固型化した方法

コ 放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

タ 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

レ 第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入つた者の氏名

二 届出販売業者及び届出貸業者については、次によるものとする。

イ 譲受け（回収及び賃借を含む。以下この号において同じ。）又は販売その他譲渡し（返還を含む。以下この号において同じ。）若しくは賃貸に係る放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の譲受け又は販売その他譲渡し若しくは賃貸の年月日及びその相手方の氏名又は名称

- ハ 放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- ニ 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
- ホ 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- ヘ 廃棄を委託した放射性同位元素等の種類及び数量
- ト 放射性同位元素等の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称
- 三 許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）については、次によるものとする。
 - イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
 - ハ 保管に係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - ニ 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
 - ホ 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名
- ヘ 廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受

- 人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- ト 第一号ルからタまでに掲げる事項
- 四 廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。
 - イ 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物の種類及び量並びに当該埋設廃棄物に含まれる放射性同位元素の種類ごとの濃度及び数量
 - ロ 埋設廃棄物を廃棄物埋設地に埋設した年月日及び場所
 - ハ 廃棄物埋設に従事する者の氏名
 - ニ 第十九条第一項第十七号ハ(3)及び(4)に規定する監視又は測定の実施年月日、監視又は測定の結果及びこれに伴う措置の内容及びに監視又は測定を行った者の氏名
 - ホ 放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容及びに点検を行った者の氏名
- ヘ 第一号ルからカまで及びタに掲げる事項（ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。）
- ト 第三号イからへまでに掲げる事項
- 2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業

- 者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡若しくは解散の日（第二十六条及び第二十七条において「廃止日等」という。）に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。
- 3 法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。ただし、第一項第四号イからニまで及びホ（廃棄物埋設地に係る部分に限る。）に係る帳簿の保存の期間は、廃棄の業を廃止するまでの期間とする。（合併等に係る申請書の提出部数等）
- 第二十四条の七 第二十四条の三第一項及び前条第一項の申請書並びに第二十四条の四の届書（別記様式第二十九の届書を除く。）及び第二十四条の五の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とする。ただし、副本については、第二十四条の三第二項又は前条第二項に規定する書類を添えることを要しない。
- 2 第二十四条の四の届書（別記様式第二十六の届書に限る。）の提出部数は、一通とする。
- 3 第一項の申請書又は届書の提出は、当該申請又は届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由し

てしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の申請又は届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで申請し、又は届け出るものとする。

(使用の廃止等の届出)

第二十五条 法第二十七条第一項の規定による届出(表示付認証証機器届出使用者に係るものを除く。)は、使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日から三十日以内に別記様式第三十二の届書により、しなければならない。

2 法第二十七条第三項の規定による届出(表示付認証証機器届出使用者に係るものを除く。)は、死亡又は解散の日から三十日以内に別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

3 法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出(表示付認証証機器届出使用者に係るものに限る。)は、使用の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日以内に別記様式第三十四又は別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

4 第一項又は第二項の届書には、許可証を添えなければならない。

5 第一項又は第二項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とする。

6 第三項の届書の提出部数は、一通とする。

7 第一項及び第二項の届書の提出は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項及び第二項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

第二十六条 法第二十八条第一項の規定により同項に規定する者が講じなければならない措置(以下この条において「廃止措置」という。)は、次の各号に定めるところによる。ただし、販売又は賃貸の業に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者(以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。)については第六号及び第九号の規定を、表示付認証証機器に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者(以下この条において「表示付認証証機器廃止等使用者」という。)については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一 その所有する放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者

若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

二 その借り受けている放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に返還すること。

三 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合(当該廃止措置に係るすべての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。)は、この限りでない。

四 廃棄物埋設地の管理の終了に係る措置にあつては、前号の規定にかかわらず、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために必要な措置を講ずること。

五 放射性同位元素によつて汚染された物を許可使用者(第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受けるものに限る。)若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

六 第二十条第一項から第三項までの規定(同条第一項第四号イからハまでの規定を除く。)による測定を行い、これらの測定の結果について記録すること。この場合において、同条第一項の測定(同項

第四号ニの測定を除く。)については、第三号に規定する汚染の除去の前及び後に行うこと。

七 帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ 第一号の規定により譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ 第一号の規定により廃棄した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ハ 第二号の規定により返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ニ 第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量

ホ 第五号の規定により譲り渡した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ヘ 第五号の規定により廃棄した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

八 次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせること。

イ 廃止日等における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者(放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあっては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所において使用していた場合にあっては薬剤師を含む。)

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

九 第二十条第四項第七号本文及び第二十条第二項第三号本文の記録を文部科学大臣が指定する機関に引き渡すこと。ただし、法第二十七条第一項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する場合は、この限りでない。

十 前号本文の文部科学大臣が指定する機関に必要事項は、別に文部科学省令で定める。

2 廃止措置は、廃止日等から三十日以内に行なわなければならない。

3 法第二十八条第二項の報告に係る書面は、次の各号に掲げる書類の写しを添えた別記様式第三十五によるものとする。ただし、

し、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを、表示付認証機器廃止等使用者については第一号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。

一 第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面

二 第一項第三号の措置を講じたことを証明する書面

三 第一項第五号の措置を講じたことを証明する書面

四 第一項第七号の帳簿

五 廃止日等が属する年度の法第二十五条第四項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管(保管廃棄を含む。)及び賃貸に係るもの

4 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた法第十六条第一項に規定する許可取消等使用者であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素のすべてを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないことができる。

5 第三項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。)に係る書面の提出は、当該報告に係る所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由

してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。)をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

(譲渡しの制限)

第二十七条 法第二十九条第六号、第七号又は第八号の規定による放射性同位元素の譲渡しは、廃止日等から三十日以内に行なわれなければならない。

(危険時の措置)

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貸業者及び許可廃業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこ

れらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

三 放射線障害を受けた者又は受けなおすれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃業者者に書面で申し出た者に限る。)にあつては、第十五条第一項第三号(第十九

条第一項、第三項及び第五項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項第三号(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、文部科学大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

一 法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4 前項の届出(表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るものを除く。)は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

第五章 放射線取扱主任者

(放射線取扱主任者の選任等の届出)
第三十一条 法第三十四条第二項の規定によ

る放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十六の届書により、しなければならない。

2 前項の届書の提出は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(放射線取扱主任者の代理者の選任等)

第三十三条 法第三十七条第一項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任については、第三十条第一項の規定を準用する。

2 法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十七の届書により、しなければならない。

3 前項の届書の提出は、当該届出に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

4 放射線取扱主任者が職務を行うことがで

きない期間が三十日に満たない場合には、法第三十七条第三項の規定による届出を要しない。

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第四十五による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証(法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証)を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報(次条において「本人確認情報」という。)を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写し又は外国人登録法の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

第六章 雑則

(報告の徴収)

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第四十六による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき(第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。)

五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。を除く。)

イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超え、又は超えるおそれがないとき。

六 第十四条の七第一項第三号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者(廃棄に従事する者を含む。以下本項において同じ。)にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限

度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

九 第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

2 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第四十九により三十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、別記様式第五十による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの(以下この条において「特定放射性同位元素」という。)について、当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第五十一により、廃棄を行つたときは別記様式第五十二により、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行つた日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならぬ。ただし、許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者と届出販売業者又は届出賃貸業者との間に

おける次の各号に定める行為(製造、輸入及び輸出を除く。)であつて、当該行為に係る許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者の工場又は事業所と届出販売業者又は届出賃貸業者の販売所又は賃貸事業所が同一であるときは、その報告を省略することができる。

一 許可届出使用者 製造、輸入、受入れ又は払出し

二 表示付認証機器届出使用者 受入れ又は払出し

三 届出販売業者又は届出賃貸業者 輸入、譲受け(回収、賃借及び保管の委託の終了を含む。)、輸出又は譲渡し(返還、賃貸及び保管の委託を含む。)

5 許可届出使用者は、前項の規定により報告を行つた特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなつたときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を別記様式第五十二により変更の日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行つたときは、前項の報告を併せて行うことができる。

6 許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者は、毎年三月二十一日に所持してい

る特定放射性同位元素について、別記様式第五十三により、同日の翌日から起算して三月以内に文部科学大臣に報告しなければならぬ。

7) 前各項に規定する場合のほか、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、文部科学大臣が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に文部科学大臣に報告しなければならない。

一 放射線管理の状況
二 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況

三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況

8) 第二項及び第三項の報告に係る書面の提出は、当該報告に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第二項及び第三項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行

う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員
の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十四及び別記様式第五十五によるものとする。

(連絡の特例)

第四十一条の二 法第四十七条第二項の文部科学省令で定める届出は、法第三条の三の届出並びに表示付認証機器届出使用者の行う法第二十七条第一項及び第三項の届出とする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五十六のフレキシブルディスク提出票(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することにより行うことができる。

一 第十条の二の届書

二 第三十一条第一項の届書

三 第三十三条第二項の届書

四 第三十九条第三項の報告書

2 前項の規定により前項第一号に掲げる書類の提出に代えてフレキシブルディスク等を提出する場合においては、第十二条第三項中「正本一通及び副本二通」とあるの

は、「フレキシブルディスク一枚及びフレキシブルディスク提出票三通」とする。

注 一項の「文部科学大臣が定める」は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づきフレキシブルディスクの記録の方式等を定める件

附 則(平成二十一年一月九日文部科学省令第三三三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十四条第一項の改正規定 平成二十二年四月一日

二 第一条中規則第三十九条第四項を第七項とする改正規定、同条第三項の次に三項を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定、規則第四十一条及び第四十二条の改正規定、規則様式第五十一から様式第五十三までの改正規定並びに規則様式第五十三の次に三様式を加える改正規定 平成二十三年一月一日

三 第一条中規則様式第五十の改正規定 平成二十三年四月一日

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に講じている放射性同位元素等による放射線障害の防止に関

する法律第二十八條第一項の規定による措置及び同條第二項の規定による当該措置の報告については、この省令による改正後の規則第二十六條第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式・別表 (略)

○原子炉主任技術者試験 の実施細目等に関する 規則

(昭和五十三年十二月二十八日)
(総理府令第五十一号)

改正 平成二年 八月一七日 文部科学省令第三号

注 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則は、平成二年八月一七日文部科学省・経済産業省令第三号により改正、平成二年一月一日から施行。(改正に係る部分にフンダーラインを付し各条を取録)

(受験の手続)

第五条 筆記試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 履歴書(別記様式第二)
- 二 戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの
- 三 写真(受験申込み前一年以内の帽子を付けないで撮影した正面上半身像の手札判のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- 四 認定課程を修了した者にあつては、当

該認定課程の修了証明書及び修得単位証明書

- 2 口答試験を受けようとする者は、別記様式第三による受験申込書に第三条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えて、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

(原子炉主任技術者免状の再交付)

第七条 法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状(以下「免状」という。)を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四による原子炉主任技術者免状再交付申請書を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出するものとする。

- 2 免状を汚損した者は、前項の規定により免状の再交付を受けようとする場合には、汚損した免状を同項の申請書に添えなければならない。
- 3 免状を喪失した者で第一項の規定により免状の再交付を受けたものは、喪失した免状を回復したときは、当該回復した免状を速やかに文部科学大臣及び経済産業大臣に返納しなければならない。

(原子炉主任技術者免状の返納)

第八条 法第四十一条第三項の規定により文部科学大臣及び経済産業大臣から免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを文部

科学大臣及び経済産業大臣に返納しなければならない。

附 則

(平成二年八月一七日文部科学省・経済産業省令第三号)

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

様式第 3 (第 5 条関係)

原子炉主任技術者試験口答試験受験申込書

年 月 日

文部科学大臣 殿
経済産業大臣

氏名

本 籍 (国籍)		
住 所	郵便番号	電話番号
(ふりがな) 氏名 生 年 月 日		
筆記試験合格証 番 号		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 4 (第 7 条関係)

原子炉主任技術者免状再交付申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿
経済産業大臣

氏名

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第 7 条第 1 項の規定により、原子炉主任技術者免状の再交付を申請します。

本 籍 (国籍)		
住 所	郵便番号	電話番号
(ふりがな) 氏名 生 年 月 日		
免状の交付年月 日及び番号		
再交付を受けよ うとする理由		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 免状を汚損した者が申請する場合には、汚損した免状を添えること。

〔新規登載、アンダーラインを省略〕

○密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

〔平成二十一年十月九日〕
〔文部科学省告示第百六十八号〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第三十九条第四項に規定する密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 放射性同位元素の種類が一種類の場合別表の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量に十を乗じて得た数量以上のもの又は同表の第二欄に掲げる数量以上のものであつて次に掲げる放射性同位元素装備機器に装備できるもの
 - イ 透過写真撮影用ガンマ線放射装置
 - ロ 近接照射治療装置
- 二 放射性同位元素の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる種類ごとの

放射性同位元素の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が十以上となるもの又はそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が十以上となるものであつて前号に掲げる放射性同位元素装備機器に装備できるもの

別表

第一欄		第二欄
放射性同位元素の種類		数量(TBq)
核種	物理的半減期等	
H		2000
⁷ Be		1
¹⁰ Be		30
¹² C		0.06
¹³ C		50
¹⁴ N		0.06
¹⁵ N		0.06
²² Na		0.03
²³ Na		0.02
²⁴ Mg		0.02
²⁶ Al		0.03
²⁸ Si		10
²⁹ Si	放射平衡中の子孫核種を含む。	7
³⁰ Si		10
³¹ P		10
³² P		200
³³ S		60
³⁵ Cl		20
³⁶ Cl		0.05
³⁹ Ar		300
⁴⁰ Ar		0.05
⁴⁰ K		0.2
⁴¹ K		0.07
⁴² Ca		100
⁴⁴ Ca	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06
⁴⁶ Ca		0.03
⁴⁷ Ca		0.03
⁴⁸ Ca		0.7
⁴⁹ Ca		0.02
⁵¹ Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03

⁶⁰ Co		0.02
⁶⁰ Cr		2000
⁶⁰ Cr		2
⁹⁰ Mn		0.02
⁹⁰ Mn		0.08
⁹⁰ Mn		0.04
⁹⁰ Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.02
⁹⁰ Fe		800
⁹⁰ Fe		0.06
⁹⁰ Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06
⁹⁰ Co	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03
⁹⁰ Co		0.02
⁹⁰ Co		0.7
⁹⁰ Co		0.07
⁹⁰ Co	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.07
⁹⁰ Co		0.03
⁹⁰ Ni		1000
⁹⁰ Ni		60
⁹⁰ Ni		0.1
⁶⁴ Cu		0.3
⁶⁴ Cu		0.7
⁶⁴ Zn		0.1
⁶⁴ Zn		30
⁶⁴ Zn	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2
⁶⁴ Ga		0.5
⁶⁴ Ga		0.07
⁶⁴ Ga		0.03
⁶⁴ Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.07
⁶⁴ Ge		1000
⁶⁴ Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06
⁷⁴ As		0.04
⁷⁴ As		40
⁷⁴ As		0.09
⁷⁴ As		0.2
⁷⁴ As		8
⁷⁴ Se		0.2
⁷⁴ Se		200

密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

^{137}Br		0.03		$^{137\text{m}}\text{Tc}$		40
^{76}Br		0.2		$^{99\text{m}}\text{Tc}$		0.05
^{82}Br		0.03		$^{99\text{m}}\text{Tc}$		30
^{86}Kr		30		$^{99\text{m}}\text{Tc}$		0.7
^{88}Kr		30		^{99}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3
$^{84\text{m}}\text{Kr}$		0.5		^{101}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1
^{81}Kr		0.09		^{102}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.08
^{87}Rb		0.1		^{104}Ru		0.3
$^{87\text{m}}\text{Rb}$		0.1		^{101}Rh		0.1
^{86}Rb		0.07		^{102}Rh		0.3
^{84}Rb		0.7		$^{103\text{m}}\text{Rh}$		0.03
^{87}Sr		0.06		$^{104\text{m}}\text{Rh}$		0.1
^{89}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1		^{105}Rh		0.9
^{90}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1		^{106}Pd	放射平衡中の子孫核種を含む。	90
$^{88\text{m}}\text{Sr}$		0.1		^{107}Pd		20
$^{89\text{m}}\text{Sr}$		0.1		^{108}Ag		0.1
$^{90\text{m}}\text{Sr}$		0.2		$^{109\text{m}}\text{Ag}$		0.04
^{91}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1		$^{110\text{m}}\text{Ag}$		0.02
^{92}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06		^{110}Ag		2
^{94}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.09		^{106}Cd		20
$^{90\text{m}}\text{Y}$		0.03		^{108}Cd		40
$^{91\text{m}}\text{Y}$		5		^{109}Cd	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2
$^{92\text{m}}\text{Y}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	8		$^{110\text{m}}\text{Cd}$		2
$^{93\text{m}}\text{Y}$		0.1		^{111}In		3
$^{94\text{m}}\text{Y}$		0.2		^{112}In		0.2
^{96}Y		0.6		^{113}In		0.3
$^{90\text{m}}\text{Zr}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.02		^{114}In		0.8
$^{91\text{m}}\text{Zr}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04		$^{115\text{m}}\text{In}$		0.4
$^{92\text{m}}\text{Zr}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04		^{115}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3
$^{93\text{m}}\text{Nb}$		300		$^{117\text{m}}\text{Sn}$		0.5
$^{94\text{m}}\text{Nb}$		0.04		$^{118\text{m}}\text{Sn}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	70
$^{95\text{m}}\text{Nb}$		0.09		$^{119\text{m}}\text{Sn}$		7
$^{96\text{m}}\text{Nb}$		0.1		$^{120\text{m}}\text{Sn}$		0.1
^{90}Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	300		^{121}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03
^{91}Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3		^{123}Sb		0.1
$^{93\text{m}}\text{Tc}$		0.1		^{125}Sb	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04
$^{94\text{m}}\text{Tc}$		0.03		^{127}Sb		0.2
$^{96\text{m}}\text{Tc}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03		^{129}Sb		0.02

^{137m}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1		^{137}Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.6
^{137}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1		^{137}Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	1
^{132m}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.6		^{132}Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3
^{132}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	10		^{132}Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.9
^{130m}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	10		^{130}Pr		1
^{130}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	3		^{130}Pr		30
^{131m}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	1		^{131}Nd	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.6
^{131}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	1		^{131}Nd	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2
^{133m}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04				
^{133}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03				
^{131}I		0.5		^{131m}Pm		0.2
^{131}I		0.06		^{131}Pm		0.04
^{131}I		0.2		^{130m}Pm		10
^{131}I		0.1		^{130}Pm		40
^{131}I		0.2		^{130m}Pm		0.03
^{131}I		0.03		^{130}Pm		6
^{131}I		0.1		^{131}Pm		0.2
^{131}I		0.03				
^{131}I		0.04		^{134m}Sm	放射平衡中の子孫核種を含む。	4
				^{134}Sm		500
				^{134}Sm		2
^{135}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06		^{135}Eu		0.2
^{135}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.09		^{135}Eu		0.03
^{135}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3		^{135}Eu		2
^{135}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	10		^{135}Pu	物理的半減期が12.6時間のもの	0.05
^{135}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	3		^{135}Pu	物理的半減期が31.2年のもの	2
^{135}Xe		0.3		^{135}Pu		0.06
				^{134m}Eu		0.2
				^{134}Eu		0.06
				^{134}Eu		0.2
				^{134}Eu		0.06
				^{134}Eu		2
^{137}Cs		0.3		^{137}Gd	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03
^{137}Cs		20		^{137}Gd		0.4
^{137}Cs		0.1		^{137}Gd		1
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04		^{137}Gd		2
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03				
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1				
^{134}Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2		^{134}Tb		100
^{134}Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2		^{134}Tb		0.09
^{134}Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3		^{134}Tb		0.06
^{134}Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03				
^{134}La		20		^{134}Dy	放射平衡中の子孫核種を含む。	6
^{134}La		0.03		^{134}Dy		3
				^{134}Dy		1

密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

^{166}Ho		2		^{166}Er		1	
$^{166\text{m}}\text{Ho}$		0.04		^{166}Er		0.05	
^{167}Er		200		^{167}Er		0.08	
^{170}Er		0.2		^{170}Er		0.7	
^{167}Tm		0.6		^{167}Pt	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04	
^{169}Tm		20		^{169}Pt		0.3	
^{171}Tm		300		$^{169\text{m}}\text{Pt}$		3000	
^{169}Yb		0.3		$^{169\text{m}}\text{Pt}$		10	
$^{169\text{m}}\text{Yb}$		2		^{169}Pt		2	
				$^{169\text{m}}\text{Pt}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	4	
^{173}Lu		0.04		^{199}Au		0.6	
^{174}Lu		0.9		^{199}Au		0.07	
^{175}Lu		0.8		$^{199\text{m}}\text{Au}$		2	
^{176}Lu	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.6		^{199}Au		0.2	
^{177}Lu		2		$^{199\text{m}}\text{Au}$		0.9	
^{176}Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04		^{203}Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.07	
^{177}Hf		0.2		$^{203\text{m}}\text{Hg}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2	
^{178}Hf		0.1		^{203}Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	2	
^{178}Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.05		$^{203\text{m}}\text{Hg}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.7	
	物理的半減期が22時間のもの			^{203}Hg		0.3	
^{182}Ta		0.07		^{207}Tl		0.05	
$^{182\text{m}}\text{Ta}$		6		^{207}Tl		1	
^{182}Ta		0.06		$^{207\text{m}}\text{Tl}$		0.2	
				^{207}Tl		20	
^{187}W		0.9		^{210}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.09	
^{187}W		5		$^{210\text{m}}\text{Pb}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2	
$^{187\text{m}}\text{W}$		100		^{210}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2	
^{187}W		0.1		$^{210\text{m}}\text{Pb}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3	
^{187}W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1		^{210}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.5	
^{186}Re		0.08		^{210}Bi		0.04	
$^{186\text{m}}\text{Re}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.07		^{210}Bi		0.02	
^{186}Re		4		$^{210\text{m}}\text{Bi}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.05	
$^{186\text{m}}\text{Re}$		1		^{210}Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	8	
^{186}Re		1		$^{210\text{m}}\text{Bi}$		0.3	
^{186}Os		0.1		^{210}Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.05	
$^{186\text{m}}\text{Os}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	2		^{210}Po		0.06	
$^{186\text{m}}\text{Os}$		1		^{210}At		0.5	
^{186}Os	放射平衡中の子孫核種を含む。	1		^{210}Rn		0.04	
^{186}Os	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.7					

²²⁶ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²²⁸ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.05	
²²⁸ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²²⁸ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04	
²²⁸ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03	
²²⁷ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.09	
²²⁷ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04	
²²⁷ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03	
²¹⁸ Pa	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²¹⁸ Pa	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06	
²¹⁸ Pa	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.4	
²¹⁸ Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1.00	
²¹⁸ Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。物理的半減期が 1.15×10^4 年のもの	0.007	
²¹⁸ Pb	物理的半減期が22.5時間のもの	0.8	
²¹⁸ Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.07	
²¹⁸ Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.5	
²¹⁸ Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06	
²¹⁸ Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3	
²¹⁸ Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2	
²¹⁸ Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.09	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.3	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.04	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.05	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.09	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.2	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.001	
²¹⁸ Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.005	
²¹⁸ Bk	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.08	
²¹⁸ Bk	放射平衡中の子孫核種を含む。	10	
²¹⁸ Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²¹⁸ Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²¹⁸ Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.1	
²¹⁸ Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.02	
²¹⁸ Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.4	
²¹⁸ Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.0003	

密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

〔平成十二年十月二十三日〕
〔科学技術庁告示第五号〕

改正 平成二年一〇月九日文部科学省告示第一六九号

注 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件は、平成二年一〇月九日文部科学省告示第一六九号により改正、交付の日より施行。〔改正に係る部分にアンダーラインを付し各条を取録〕

（様式に係る放射性同位元素の化学形等の区分）

第二十三条 規則別記様式第一の注6、様式第二の注5、様式第六の注6、様式第十二の注5、様式第十八の注11、様式第十九の注4及び放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様式第一の注6に規定する放射性同位元素の化学形等の区分は、別表第二の第一欄に掲げる化学形等とする。